

『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（下）

明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸

はじめに

本稿は、東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類「斷罪引律令」條の翻刻に、譯註と解説を附したものである。この史料の解題および本譯註の基本方針については前稿を参照されたい。^①

原文翻刻の底本には、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ (<https://iiit.dl.ic.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>)」にて公開されているデジタル寫真を用いた。これは二〇一八年八月より東京大學總合圖書館から公開されているもので、原本を除けば現在確認できるなかで最も高精細なものである。^②

翻刻に際しては、可能な限り原本に忠實な翻刻を心がけたが、俗字は正字に改め、假借字は「切（竊）」の形式で正字に改めた。また、本會が講讀するなかで發覺した誤字については、「人」「又」のように表し、脱字は「〔……〕」とし、その理由を註記した。なお、楊一凡主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編第四冊（北京・科學出版社、一九九四年）所收の標點本テキスト（以降「楊本」と略稱）は、古典研究會による影印本（汲古書院、一九六六年）を底本とし、誤植や理由不明の修訂が多いことから句讀の參考にするとどめた。

譯註^③ 禁革妄稱會定比附律條例

日付・報告者・タイトル

原文

禁革妄稱會定比附律條例^③

成化十五年閏十二「十」月二十一日、刑部等衙門尙書等官林^④ 等題、爲公務事。

訓讀

妄^{また}りに會定比附律條と稱したるを禁革するの例

成化十五年閏十月二十一日、刑部等衙門尙書等の官林 等題すらく、公務の事の爲にす。

王恕の奏請の引用

原文

該巡撫南直隸兵部尙書兼左副都御史王^⑥ 具奏應議事件、内開、

律乃治天下之大法。所以繩法^⑦之人、而欲其不犯是罪、刑期無刑^⑧之意也。我太祖高皇帝平定天一「天下」^⑨之初、斟酌歷代律條而損益之、定爲大明律、凡四百六十條、頒行天下。而名例律有曰、

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附、應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。^⑩

其欽恤之意、可謂至矣。^⑪臣昔備員法司、未見有所謂會定見行律條者。近得在京書坊刊行大明律、後有會定律條一百八十「二百八」^⑫條、不知何時而會定也。竊觀其間、亦有未協（協）於中、不可行於天下者。內之法官、老於刑名者、必不依此比附。但恐流傳四方、未免有誤新進之士。請略舉一二而言之。

且如兵律〔多支廩給條云〕、

〔凡出使人員〕^⑬多支廩給者、計贓、以不枉法論。當該官吏典（與）者、減一等、強取者、以枉法論、官吏不坐。^⑭

今會定見行律條則云、

多支廩給、比常人盜官倉庫錢糧論。^⑮

且不枉法贓、

一貫以下杖六十、一貫之上至十貫杖七十、不刺字。^⑯

常人盜倉庫錢糧、

一貫以下杖七十、一貫之上至五貫杖八十、一貫杖九十、刺字。^⑰

二者之贓相去遠甚。^⑱此乃有正律而又比附以入人罪者也。

人〔又〕如刑律罵制使及本管長官云、

凡奉制命出使、而官吏罵詈、及部民罵本屬知府・知州・知縣、

軍士罵本管指揮・千百戶、若吏卒罵本部五品以上官、杖一百。

若罵六品以下長官、各減三等。罵佐貳・首領官、各減一等。^⑲

今會定見行律條則云、

罵三品以上官、比伊〔依〕罵祖父母・父母律、紋〔絞〕。^⑳

人〔又〕云、

罵職官、比依奴婢罵家長〔之〕期親。^㉑

且指揮使・指揮同知皆三品官也。本屬軍士罵之者、律不過前項杖罪。

人〔又〕毆制使及本管長官條云、

若流外官及軍民吏卒毆非本管三品以上官者、杖八十、徒二年。傷者、杖一百、徒三年。折傷者、杖一百、流三千里。^㉒毆傷五

品以上者、減二等。若減罪輕者、及毆傷九品以上官者、各加凡鬪傷二等。^㉓

然毆三品以上官不過徒罪、毆九品以上官不過杖罪。今將罵三品以上官者、比依罵祖父母・父母律、坐以死罪。又罵職官者、比伊〔依〕奴婢罵家長之期親律、坐以徒罪、以爲過之、不得此爾。中間有類者尚多。然恐遠年會有如此比依、今且不可得〔行〕矣。^㉔

如蒙乞敕法司會議、合無將此會定見行律條刊板、通行天下問刑衙門〔禁革〕^㉕、今後問擬罪囚、悉照大明律議擬、仍照奏准見行事例發落。如果情犯深重、律無正條、照律比附、應加應減、定擬罪名、轉達刑部定擬奏聞。若尋常不應情犯、只依不應律條坐之、不必全依會定律條比附。如此、則可不誤新進之士、而法亦無輕重之失。

前件會議得、原無會定律條、合准法司會議禁約。成化十五年九月十五日、戶部等衙門太子太保戶部尚書等官楊鼎等具題。

節該奉聖旨、准擬。欽此。

訓讀

該巡撫南直隸兵部尚書兼左副都御史王應^{まは}に議すべきの事件を具奏したるに、内に開すらく、

律は乃ち天下を治むるの大法なり。所以に法を繩すの人、而して其の是れが罪を犯さざらしめんと欲するは、「刑は刑無きを期す」の意なり。我が太祖高皇帝天下を平定するの初め、歴代の律條を斟酌して之を損益し、定めて『大明律』と爲すこと、凡そ四百六十條、天下に頒行す。而して名例律に曰へる有り、

凡そ律令の該載し盡くさざる事理、若しくは罪を斷ずるに而れども正條無き者は、律を引きて比附し、應に加ふべく應に減すべく、罪名を定擬し、刑部に轉達し、議定して奏聞す。

と。其れ欽恤の意、至れりと謂ふべし。

臣、昔に法司に備員せられたるも、未だ所謂る『會定見行律條』なる者有るを見ず。近ごろ在京の書坊の刊行したる『大明律』を得たるに、後に『會定律條』一百八條有りて、何れの時に會定したるやを知らざるなり。竊かに其の間を觀るに、亦た未だ中に協はず、天下に行ふべからざる者有り。内の法官の、刑名に老れたる者は、必ずや此れに依りて比附せざるべし。但だ四方に流傳して、未だ新進の士を誤らしむる有るを免れざらんことを恐る。請ふらくは略し一二を擧げて之を言はんことを。

且れ兵律の「多く廩給を支かつ」の條の如きは、

凡そ出使の人員多く廩給を支かちたる者は、賊を計り、不枉法を以て論ず。當該の官吏の與りたる者は減すること一等、強取せる者は枉法を以て論じ、官吏坐せず。

と云へるも、今『會定見行律條』に則ち、

多く廩給を支かちたるは、「常人官の倉庫の錢糧を盜む」に比して論ず。

と云ふ。且つ「不枉法」は、

賊一貫以下は杖六十、一貫の上十貫に至るは杖七十、刺字せず。

とあり、「常人倉庫の錢糧を盜む」は、

一貫以下は杖七十、一貫の上 五貫に至るは杖八十、一十貫は杖九十、刺字す。

とありて、二者の賊、相去ること遠甚なり。此れ乃ち正律有るも又た比附して以て人を罪に入る者なり。

又た刑律の「制使及び本管の長官を罵る」の如きは、

凡そ制命を奉じて出使し、而して官吏罵詈し、及び部民本屬の知府・知州・知縣を罵り、軍士本管の指揮・千百戸を罵り、若しくは吏卒本部の五品以上の官を罵らば、杖一百。若し六品以下の長官を罵らば、各々三等を減す。佐貳・首領官を罵らば、各々一等を減す。

と云へるも、今『會定見行律條』に則ち、

三品以上の官を罵らば、「祖父母・父母を罵る」の律に比依して絞。

と云ひ、又た、

職官を罵らば、「奴婢家長の期親を罵る」に比依す。

と云ふ。且れ指揮使・指揮同知は皆な三品官なり。本屬の軍士の之を罵る者は、律は前項の杖罪に過ぎざるなり。

又た「制使及び本管の長官を罵る」の條に云へらく、

若し流外官及び軍民吏卒の本管に非ざる三品以上の官を罵る者は、杖八十、徒二年。傷つくる者は、杖一百、徒三年。折傷せる者は、杖一百、流三千里。五品以上を毆傷せる者は、二等を減す。若し罪を減じて輕き者、及び九品以上の官を毆傷せる者は、各々凡そ鬪傷に二等を加ふ。

と。然らば三品以上の官を毆るは徒罪に過ぎず、九品以上の官を毆るは杖罪に過ぎざるなり。今、三品以上の官を罵る者を將つて、「祖

父母・父母を罵る」の律に比依して、坐するに死罪を以てし、又た職官を罵る者は、「奴婢家長の期親を罵る」の律に比依して、坐するに徒罪を以てするは、以爲へらく之に過ぎたれば、此れを得ざる爾。中間に相類たる者尙ほも多し。然るに恐るらくは遠年會々此の如きの比依有るも、今日に行ふべからざるなり。

如し蒙り乞ふらくは法司に敕して會議せしめ、合にすべきや無や、此の『會定見行律條』の刊板を將て禁革し、天下の間刑衙門に通行し、今後罪囚を問擬するに、悉く『大明律』に照らして議擬し、仍ほ奏准せる見行の事例に照らして發落せしめんことを。如し果たして情犯深重にして、律に正條無くんば、律に照らして比附し、應に加ふべく應に減ずべく、罪名を定擬し、刑部に轉達して定擬して奏聞せんことを。若し尋常の不應なる情犯なれば、只だに不應律條に依りて之に坐し、必ずしも全て『會定律條』に依りて比附せざれ。此くの如くんば、則ち新進の士を誤らしめず、而して法も亦た輕重の失無かるべし。

前件、會議して得たるに、原より『會定律條』無ければ、合に法司の會議に准りて禁約すべし。成化十五年九月十五日、戸部等衙門太子太保戸部尙書等官楊鼎等具題す。

節該の聖旨を奉じたるに、「擬に准れ」と。此を欽しめり。

林聰の見解とその結果

原文

欽遵、備咨送司、案呈到部。

會同都察院掌院事太子太保兵部尙書兼左都御史王^①、大理寺卿宋^②等、看得、在京法司問斷囚犯、悉依大明律擬罪、除眞犯〔死〕罪依律

取決、雜犯死罪并徒流以下、俱照見行事例、運磚・運灰・運炭・做工等項發落。其有律內該載不盡事理、斷罪無正條者、引律比附、近〔定〕擬罪名、奏請定奪。

別無會定見行律條、顯是在京書坊射利之徒、竊取法司曾經比附議擬條件、傳寫訛謬、并附己意、雜詐僞、具刊印貨賣。若貨賣若使問刑衙門依憑斷罪、必致輕重失論〔倫〕、有乖律意。

合無在京行令五城兵馬司、着令書坊刊賣之家、如有前項妄稱會定律條刊板者、許令送官燒毀、免其問罪。仍通行內外問刑衙門、一体〔體〕禁革。今後問斷罪犯、悉依大明律擬議、仍照奏准見行事例發落。果有律無正條者、引律比附、應加應減、定擬罪名、在內送大理寺審允、奏請發落、在外問刑衙門并巡按御史・按察司官、徑自具奏定奪。

敢有將前項妄稱會定律條比附、以致罪有出入者、原問官吏以故出入人罪論。其書坊印賣之家、不行將板送官燒毀、仍前印賣者、事發一体〔體〕致罪。如此、則發〔法〕有一定之規、罪無輕重之失。具題。

奉聖旨、是。這刊板着便送燒毀、若再印賣者、重罪不饒。欽此。

訓讀

欽遵したるに、咨を備へて司に送り、案呈して部に到る。

都察院掌院事太子太保兵部尙書兼左都御史王、大理寺卿宋等と會同して、看得したるに、在京の法司囚犯を問斷するに、悉く『大明律』に依りて擬罪し、眞犯死罪の律に依りて決を取るを除き、雜犯死罪並びに徒流以下、俱に見行の事例に照らして運磚・運灰・運炭・做工等の項もて發落す。其れ律内に該載するも盡くさざる事理、罪を斷ずるに正條無き者有らば、律を引きて比附し、罪名を定擬し、奏請して定奪す。

別に『會定見行律條』無ければ、顯かに是れ在京の書坊の利を射め

たるの徒、竊かに法司の曾て經に比附して議擬したるの條件を取りて、訛謬を傳寫し、並びに己が意を附し、詐偽を雜じへ、具して刊印し貨賣せるなり。若し問刑の衙門をして依憑して罪を斷せしむれば、必ずや輕重倫を失ひ、律意に乖る有るを致さん。

合にすべきや無や、京に在りては五城兵馬司に行令して、書坊刊賣の家に着令して、如し前項の妄りに會定律條を稱したるを刊板せし者有るも、官に送りて燒毀せしむれば、其の問罪を免ずるを許す。仍ほ内外の問刑の衙門に通行して、一體に禁革せしむ。今後罪犯を問斷するに、悉く『大明律』に依りて擬議し、仍ほ奏准せる見行の事例に照らして發落す。果たして律に正條無き者有らば、律を引きて比附し、應に加ふべく應に減ずべく、罪名を定擬し、内に在りては大理寺に送りて審允し、奏請して發落す。在外の問刑の衙門並びに巡按御史・按察司の官、徑ちに自ら具奏して定奪す。

敢へて前項の妄りに會定律條を稱したるを將て比附し、以て罪に入有るを致す者有らば、原問の官吏故に人に罪を出入せるを以て論ず。其れ書坊印賣の家、板を將て官に送り燒毀するを行わず、前に仍りて印賣せる者、事發すれば一體に致罪す。此の如くんば、則ち法に一定の規有りて、罪に輕重の失無からん。具題す。

聖旨を奉じたるに、「是なり。這の刊板は便ちに送りて燒毀せしめ、若し再び印賣せし者は、重罪もて饒さざれ」と。此れを欽しめり。

解説

『明史』刑法志にある事件が記録されている。

成化十五（一四七九）年、南直隸巡撫の王恕がこのように上奏した。

「『大明律』のうしろに、「會定見行律」なるものが百八條ございますが、その由來は不明であります。たとえば兵律の「多く廩給を支かつ」や、刑律の「制使を罵る及び本管の長官を罵る」などの條では、いずれも量刑の輕重に道理を缺いております。この書物が四方に流傳し、官吏の判斷を誤らせております。版木を接收して燒却することをお許しください」。これはすぐに裁可され、その版木は燒却處分され、この「會定見行律」に依據して罪を不當に重くしたり輕くしたりした者がいた場合には、故意に行つたものと見做して斷罪することとなつた。

というものである。

ここに出てくる『會定見行律』なる書物については、かの沈家本も着目しており、「思うに、皇帝に奏上して決定するという正規の手續きを経た律ではないにもかかわらず、いかなる理由でそれらが官版の書籍に掲載されおむね沿用されるようになったのであろうか。まことに不可解なことであるが、あるいは別に何らかの理由があつて、これを上奏文にあらわすことが不都合だったためであらうか」と述べている。本稿では、この事件の詳しい経緯とその背景について検討を加え、そのことを通じて、沈家本の抱いたこの疑問に對する回答の提示を試みたい。

この上奏を提出した王恕は四十五年の官歴の中で三千件あまりの上疏を残したとされ、彼の奏議集『王端毅公奏議』十五卷などは、その一部

を収録するに過ぎない⁴³。そのため、この事件に關する奏議も残念ながら載録されていない。また、この事件に關係する人物の奏議集や文集にも見えないため、『事類纂』ならびに『成化十五年條例』・『大明九卿事例案例』第二二冊（いずれも臺灣中央研究院傅斯年圖書館所藏、以下それぞれ『十五年』・『九卿』と略稱）所收の「禁革妄稱會定比附律條例」が、この事件に關する最も詳細な記録といえるだろう。

この題本は、成化十五年閏十月二十一日に刑部尙書の林聰によって上奏されたものである。まずは、林聰の題本に引用された王恕の上奏を検討してゆこう。

律とは天下を治めるための大法であります。それゆえに法をもちいて物事を正す立場にある者は、この罪を犯させぬようにと願うのであり、これこそ『尙書』大禹謨の「刑罰を設ける目的は、刑罰が無用になることにある」の真意なのであります。我が太祖高皇帝は天下を平定してはじめに、歴代の律條を斟酌して損益をほどこし、『大明律』四百六十條を定め、天下に頒行されました。その名例律にはこのようにあります。

およそ律令に該當する條文が載っているものの、物事の道理を盡くさず、あるいは罪を斷ずるに該當する正條が無い場合は、律を引いて比附し、その條文に定める刑罰より加重するか輕減するかを熟考して、罪名を定め、刑部に轉送して、刑部で審議して皇帝に上奏し裁可を得る。

これこそ皇帝陛下の人民をいつくしむお気持ちだが、まことによく行き届いているというべきでありましょう。

冒頭には、古典の引用に續いて『大明律』名例律「斷罪無正條」が示される。これは、前稿においても述べた通り、比附の法的根據となる條文であり、後に續く議論の前提として、比附によって判決を下す場合は、その都度皇帝に上申して裁可を得ねばならない、という原則を確認するために置かれたものである。これを踏まえた上で、王恕は本題に入つてゆく。

わたくしはかつて、司法を擔當する衙門に所屬しておりましたが、いわゆる『會定見行律條』なるものを一度たりとも見かけることはありませんでした。ところが近ごろ在京の書店が刊行した『大明律』を入手しましたところ、その後、『會定律條』一百八條が付せられておりましたが、これがいつ「會定」されたものなのかまったく存じ上げません。そこでわたくし自らその内容を拜見したところ、その中には内容が不適當で、天下に頒行すべきでないものがございました。中央の法官のうち、刑名の實務に熟練した者は、決してこのようなものに依らずに比附することができません。ただ心配なのは、これが四方に流傳した場合、新進の士の司法判断を誤らせることを免れないのではないかということでもあります。以下、あらましに一二の例を擧げてそのことをご説明申し上げたく存じます。

ここではまず、『會定見行律條』なる書籍と、それに關連する問題點が提起される。

この上奏に当たつて王恕が入手した『會定見行律條』の版本は、残念ながら現存していないが、彼の述べるところによれば、この書籍は、早くも成化年間のこの時點において、『大明律』の附録として卷末に一〇八

條をまとめて掲載するという、極めて実用的かつ整った形式になっており、この點は大いに注目される。

黄彰健は「明代律例刊本所附「比附律條」考」^④を著し、『事類纂』所收「禁革妄稱會定比附律條例」（すなわち本稿）をはじめとする各種史料を検討し、現存する嘉靖年間以降の版本を博搜した上で、『比附律條』全一〇八條を整理・校訂した。それによると、この『會定見行律條』の形式は後の刊本にも受け継がれ、また、律の正條ごとに注記の形で付するもの、刑名に關する總合マニュアルや實用類書の類いに、匡郭を分割して本文に併記したものなど、多様な形式のものも出現し、嘉靖年間に盛行した後、萬曆十三（一五八五）年の『萬曆問刑條例』の出版を境として消滅していったとされる（『比附律條考』自一〇三一至一〇三四頁）。

これほど多様な形式の諸本が存在する理由は、嘉靖から萬曆にかけての時期における印刷技術の向上と出版點數の増加にあることは確かである。しかし一方で、成化十五年頃における京師での出版に先立ち、すでにこれとほぼ同じ内容を備えたテキストが、同じ目的で出版（あるいは鈔寫）され普及していたことも考慮する必要がある。例えば、成化七（二四七一）年、陝西按察副使であった鄧本端の上奏に、「已に行はれたる比附律條」への言及（後述）があることから、成化年間よりも以前から、こうした比附に關する事例集が存在していたことは、おそらく確實であろうと思われる。おそらくその段階では、テキストによって形式は様々で、それぞれに収録される條文にも相互に出入があり、その結果として條目數もまちまちであった可能性が高い。そのことも現存するテキストが多様であることの一つの理由なのではなからうか。黄彰健は、現存する『比附律條』の來源はいずれもこの『會定見行律條』に歸着すると斷じているが（『比附律條考』一〇三九頁）、それについては今少し慎重に考えるべきであらう。

いずれにせよ、「會定」、すなわち中央の司法官僚が皇帝の命を受けて「會同して議定した」などと、胡亂な文句を冠する素性の怪しい書物を、『大明律』と同等の正規の法典であるかのごとく扱うことは、王恕ならずとも看過することのできない問題であったことは言うまでもない。そしてここから、王恕は『會定見行律條』から具體例を擧げて『大明律』の條文と比較し、それらが司法判断を左右しかねない不適切なものであることを論證する

たとえば兵律の「多く廩給を支かつ」の條文を例にとりますと、およそ公用で派遣された官員で規定より多く糧食を支給された者は、余分に受け取った分を贓（不正取得）と見做してその量を計り、不枉法によって處分する。支給した側の官吏でその件に關與した者については一等を減じ、強要して奪った場合は枉法によって處分し、官吏は罪に問わない。

という規定がありますが、これについて『會定見行律條』を見ますと、

規定より多く糧食を支給された者は、刑律の「常人官の倉庫の錢糧を盜む」の條文に比附して處分する。

とあります。そのうえ、刑律の「官吏受財」の「不枉法」には、贓の分量が一貫以下であれば杖六十、一貫以上十貫までに至れば杖七十、刺字はしない。

とあり、一方で刑律の「常人倉庫の錢糧を盜む」の條文には、一貫以下は杖七十、一貫以上 五貫までに至れば杖八十、一十貫は杖九十、刺字する。

とあり、この兩者の贓に對する處罰は、非常に大きくかけ離れております。これこそすなわち正律があるにもかかわらず比附して

人に罪を不当に加えるものであります。

また刑律の「制使及び本管の長官を罵る」の条文には、

およそ救命を奉じて出使した際に、現地の官吏がその使者を罵ったり、または部民が直屬の知府・知州・知縣を罵ったり、軍士が所管の指揮・千百戸を罵ったり、もしくは吏卒が直屬の五品以上の官を罵ったりした場合は、杖一百。もし六品以下の長官を罵ったならば、それぞれについて三等を減じる。直屬の佐貳官や首領官を罵ったならば、さらにそれぞれについて一等を減じる。

とありますが、『會定見行律條』では、

三品以上の官を罵った場合は、刑律の「祖父母父母を罵る」に比附して絞に處す。

となっており、また、

職官を罵った場合は、刑律の「奴婢家長の期親を罵る」に比附する。

とあります。指揮使・指揮同知というのはいずれも三品官であります。直屬の軍士がこれらに暴言を浴びせた場合は、律文では前項のとおり杖罪に過ぎません。

また「制使及び本管の長官を殴る」の条文を見ますと、

もし流外官または軍民吏卒が所管ではない三品以上の官を暴行した場合は、杖八十、徒二年。傷を負わせた場合は、杖一百、徒三年。骨折させた場合は、杖一百、流三千里。五品以上の官を暴行して傷を負わせた場合は、二等を減じる。もし罪を減じて一般の場合より軽くなった場合、または九品以上の官を暴行して傷を負わせた場合は、それぞれについて一般の暴行傷害に二等を加える。

とありますので、そうすると三品以上の官を暴行しても徒罪に過ぎず、九品以上の官を暴行しても杖罪に過ぎないということになります。今『會定見行律條』に従って、三品以上の官に暴言を浴びせた者に「祖父母父母を罵る」の律に比附して死罪を當て、また職官を罵倒した者に「奴婢家長の期親を罵る」の律に比附して徒罪を當てることは、思いますにあまりにも刑罰が重きに過ぎるため、犯した罪に對する量刑の適正さを缺いているのではないのでしょうか。この『會定見行律條』の中にはこのようなものも多々存在しております。恐らくこれらは遙か以前にたまたまこのような比附の事例があったというものに過ぎず、今や決してまかり通ってはならないものなのです。

ここまでのところで一つ注目されるのは、『會定見行律條』所載の事例が、おおむね同時期における裁判の嚴罰化傾向と、そのために参照すべき判例に對する現場からの需要に合致しているという点である。『事類纂』の他の事例を見ても、やはり地方での斷案の際、必要以上に罪状を重くする參語を加え、律の規定から逸脱して嚴罰を科す傾向が顯著であり、そのことについての指摘が相次いでいることが分かる。例えば、天順五（一四六一）年十一月初三日付けの大理寺右少卿董方^④の上奏には「近年このかた、内外の法司において……囚犯を審問する際、律に依據して處斷して罪にあてますが、そのほかにまた「犯行の事情が極めて重大である」あるいは「通常の例を参照して斷ずることが困難である」などの語を加えて嚴しく斷ずる場合があります」と述べられ、成化十二（一四七六）年二月二十四日付けの禮科都給事中張謙^⑤の上奏には「近年以來……裁判を擔當する役人は實際の事情を洞察することができず、すでに定まった判決文に拘泥するため、正しく判斷して事件を處理しように

も手立てがありません。……今各地の裁判を擔當する役所において犯罪者を審問する際、供述に基づく事情の輕重の判斷については、もとより正律の規定があるにもかかわらず、ことさらに重大深刻な案件に仕立て上げようと、厳しい彈効の言葉を付け加えるため、律に込められた本来の意圖と乖離する場合があります⁵¹⁾とある。また、州縣などの衙門における初審段階のみならず、本来こうした妥當性を缺く判決内容を確認すべき地方の上級衙門や中央の司法官廳も、「成案に拘泥」してこれを見過ごすことが多かった。このような事態が起こる理由について、馬文升⁵²⁾は弘治元（一四八八）年四月十三日付けの上奏文中において、魯永清⁵³⁾の上奏を踏まえて以下のように述べている。

大理寺右評事の魯永清の上奏には、「近頃、問刑の官員は模樣眺めをして時勢に迎合し、誤った判決に依據してきちんと定罪を行わない者がおります。審録を行う際にも、その間に論理の道筋をひけらかして、一見もつともらしいのに實はそうではない、という場合があります。また、字句をひねりまわして、曲がったことをまつすぐに見せかける、ということもあります。ひたすら權勢を恐れるあまり、ただただ成案に拘泥して罪が無辜に及ぶことを顧みず、參語を信用してそれに依據して罪名を定め、供述に基づいて事情の輕重を議論しないものもあります」などの項目が擧げられております。いずれも近年の法司の官員が裁判を行う際の弊害について深いところまで言い當てているというべきでありましょう⁵⁴⁾。

またこの時期には、地方の武官による不正裁判の横行についても懸念の聲が擧がっている。例えば成化二十一（一四八五）年正月初三日付けの英國公張懋⁵⁵⁾の上奏では、「近年以來、軍職の業務に攜わる者を見ますに、

初審を擔當する官員は妄りに彈効の言葉を加えるため、引き當てる罪が輕すぎたり重すぎたりするという結果をもたらしております⁵⁶⁾と、北方邊境や沿海の衛所などにおいて、武官が裁判案件を處理する際の事例に對し、同様の指摘がなされている。この點について、後に紹介する山西按察司副使の毛松齡は、舊例にて既に禁止されているにもかかわらず、武官やその屬僚による無際限な訴狀の受理がいまだに公然と行われおり、恣意的な裁判に伴う數々の不正、例えば金品の強奪や軍法に名を借りた私怨の報復などが行われている、などと、現場での經驗を踏まえて具體的に述べている⁵⁷⁾。

さて、話を本文に戻すと、續いて、王恕は以下のように提案する。

もし幸いにも皇帝陛下のお許しを得られますならば、法司に敕命を下して會議させ、この『會定見行律條』の刊板は發禁處分とし、天下の問刑衙門に通告して、今後囚人の刑罰を決定する際には、かならず『大明律』に照らして議案を作成し、すでに陛下の裁可を得た現行の事例に照らして落着させるべきではないでしょうか。もし罪を犯すに至った事情が深刻かつ重大で、律にきちんと該當する正條が無ければ、他の律條を參照して比附し、事情に應じて量刑を加減し、罪名を決定し、刑部に轉送し、そこで審議して陛下に奏聞いたします。もし通常の不届きな犯情である場合には、ただ不應律條に依據して罪に當て、必ずしもすべての案件を『會定律條』に依據して比附することのないようにします。そうすれば、新進の士の判斷を誤らせることなく、法もまた輕重の適切さを失うことは無いでしょう。

ここまでが王恕の上奏の引用である。以上のことを踏まえて、王恕の

指摘する地方での裁判における問題点について検討してみよう。

まず、『會定見行律條』が「新進の官僚を誤らせる」危険性に關してであるが、その原因についてはそれ以前からしばしば指摘されており、例えば成化七（一四七二）年十二月二十九日付けの陝西等道監察御史張教の題本にはこう述べられている。

近年、在外の司府州縣において裁判を行う知州・知縣・斷事官・推官らは、ことごとく科擧に合格したばかりの新たな進士であり、各地の衛所における鎮撫の官職を授與されている者は、みな恩蔭による世襲の官員であるため、その多くが律例についての知識を持たず、刑の運用が苛酷に過ぎ、人々から怨嗟の聲が擧がるに致っております。そこで都察院より各地の巡按御史に通達を送り、さらに所屬の地方衙門に轉送して、その官員たちに命じて、必ず『大明律』および現行の條例について熟讀して講究させるようにすれば、刑の運用に誤りを犯すことはなくなると思いますが、いかがでしょうか。⁵⁸⁾

すなわち、知縣・知州などの地方官が多くの場合初任官が就くポストであり、地方の衛所の武官にしても世襲であるため、行政實務に習熟しておらず律學の知識も不足している官員が、初審を擔當する原問官という重要な職責を果たさねばならない、という構造的な問題について指摘しているのである。そして後述するように、この點こそが、刑名に通曉した實務家の育成と、そのために必要な參考書あるいは事例集に對する需要が高まる要因の一つだったのである。また、さきの毛松齡は、知州から陞用された整飭兵備僉事の楊冕という人物の事例を擧げて、各地から陞用された管屯管糧あるいは整飭兵備などの肩書を持つ按察司官が、もともと刑部などの法司出身ではないために法律知識を身につけておら

ず、實務經驗も乏しいこと、地方の衛所では按察司官が出した判決に對するチェック機能が存在しないこと、などの事柄を重大な問題として指摘する。⁵⁹⁾

そしてもう一つ重要なことは、王恕が「必ずしもすべての案件を『會定律條』に依據して比附することのないように」させると述べている點である。これはつまり、必ずしも『會定見行律條』所載の條文すべてを否定するものではなく、しかるべき所定の手續きを踏んで皇帝による裁可を得られさえすれば、これに依據する斷案もありうる、ということをも含意している。後述するように、これに對して林聰は全面的な禁止の方針を打ち出しているのだが、兩者の姿勢の差異は注目し値する。この點については林聰の見解を確認した後にもう一度觸れることとしたい。このうち、王恕の申し出通りにこの一件は會議にかけられ、その結果として、「もとより『會定律條』なる書物は存在するはずのないものなので、當然ながら法司の會議による決定に従って發禁處分とすべきである」という判斷がくだされる。それが戸部等衙門太子太保戸部尚書等官楊鼎等によつて成化十五年九月十五日に題奏された。これに對して成化帝は「よきしほからえ准擬」との仰せであつた。

これをうけて、「咨文を備えて清吏司に送り、清吏司から案呈が刑部に届けられ」、三法司（都察院・大理寺・刑部）による會議が行われることとなる。その結果、都察院掌院事（都察院の長）の王恕と、大理寺卿（大理寺の長）の宋旻、そして刑部尚書（刑部の長）の林聰らが合同で會議をおこない、以下のような見解が打ち出された。

在京の法司が囚犯を審問して處斷するに際しては、ことごとく『大明律』に依據して擬罪し、「眞犯死罪」の律によつて決定する場合を除き、雜犯死罪ならびに徒流以下については、いずれも現行の事例

に照らして運磚、運灰、運炭、做工などの項目により處分する。その律のうち該當する條文が載っているものの物事の道理をつくさず、あるいは罪を斷ずるに該當する正條が無い場合は、律を引いて比附し、罪名を定め、審議して上奏し裁可を得ることといたします。

またこれとは別に『會定見行律條』は存在するはずのないもので、これはあきらかに北京の書坊の連中がなりふり構わず利益をむさぼり取ろうと、勝手な了見で法司が以前に比附して議擬した條文や案件を選び取り、誤った事例を寫し傳え、あわせて自己の勝手な意見を付け加え、嘘偽りを交え、それらを印刷出版し販賣したものであります。もし問刑の衙門がこのようなものに依據して罪を斷ずるようなことになれば、必ずや法の輕重に道理を失い、律の眞意にそぐわないという事態を招くことになるでしょう。

そこで、北京では五城兵馬司に命令を發して、書籍を印刷販賣する書店に對して、もし前項のような『會定律條』などと稱する不届きな書物を版木に彫つて印刷したものであつても、それを官に送つて焼却處分したならば、その罪を問わないこととすると通達させるのはいかがでしょうか。そしてやはり、京師と地方のすべての問刑衙門に通告して、一律にこうした書物の使用を禁止させましょう。今後、罪人を審問して斷罪するに際しては、ことごとく『大明律』に依據して議案を作成したうえで、やはりすでに陛下の裁可を得た現行の事例に照らして處分することとしましょう。もし律に正條が無いものがあれば、他の類似した律を引いて比附し、その條文に定める刑罰より加重するか輕減するかを熟考して、罪名を定め、中央では大理寺に送つて再審査して妥當であれば、奏請して落着させます。地方の問刑衙門や巡按御史・按察司などの官は、ただちに自ら具奏して決裁させることとします。

それにもかかわらずあえて前項のような『會定律條』などと稱する不届きな書物をもちいて比附し、それによって不當に罪を加減するような不届き者があれば、「原問の官吏故らことごとに人に罪を出入せる」の律によって刑を適用します。書籍を印刷販賣する書店で、『會定律條』の版木を官に送つて焼却することを實行せず、依然として印刷販賣するものは、その事實が發覺し次第一律に處罰します。このようにすれば、法に一定の基準がたもたれ、罪に輕重の適切さを失うことがなくなりましょう。

これが林聰の題本の趣旨である。要するに彼は、王恕の提言を全面的に支持した上で、この『會定見行律條』を、正規の官刻による政書を装つた營利目的の坊刻本（商業出版書）であると斷定し、以後の使用を全面的に禁止する方針を打ち出したのである。以上のように見ると、『比附律條』の扱いをめぐる王恕と林聰の見解の違いは、前者が當時の裁判の現場における實情に配慮する内容であるのに對し、後者が『大明律』に規定された比附の運用に際する原則遵守の徹底に力點を置いたもの、と理解できよう。そして林聰の意見に對して成化帝は、「お前たちの言うとおりである。この版木はただちに送つて焼却させ、もし再び印刷販賣しようものなら、重罪を當てて決して許してはならぬ」と許可をくだしている。これを『實錄』は、成化十五年閏十月甲戌（二十二日）條に載せているので、林聰の上奏の翌日には聖旨が下っていることになる。

かくして全面的に使用禁止となつたはずの『會定見行律條』であるが、その後もしばしば裁判の現場において援用され続けることとなる。成化二十二（一四八六）年に上奏された山西按察司副使毛松齡の「奏言邊情時政」^②には、その狀況が以下のように記されている。

例えば先年わたくしが刑部の屬官であった時、陛下の命により陝西に派遣され、收監中の罪人の審録を行ったことがございました。その時そこでは整飭兵備僉事の楊冕が監候の死刑案件を審議しており、その衛は掲帖を整えて呈送し審録を行いました。楊冕はもとの供述を厳しく審査して罪を定めておりましたが、律の引用の仕方が體を成していないため、その判決が當を得ているか否かは、やはり知るよしもありませんでした。例えばある事件では、「犯人の賈三三は、本官が議論した結果、「女婿が妻の母を姦淫することは、人としての道理を大きく損なう行爲であり、現行の『比附律條』の事例を参照する」に依據して、斬刑に處す（女婿姦妻母、係敗壞人倫、照見行比附律條事例、斬。）と處斷し、また別の事件では、「犯人の徐亮と王見は、本官が議論した結果、どちらも「およそ物事の道理を論争する場合には、官に訴狀を提出することを許しているにもかかわらず、もし威勢や腕力によって人の自由を奪って監禁し、あるいは私家にて拷問・暴行・監禁し、そのために死に至らしめた場合」の律に依據して、それぞれ絞首刑に處し、兩者に手枷・足枷をはめ監候して審決する」と處斷しております。前者は『比附律條』によって斬罪とするものですが、これは従来までに例の無いやりかたであり、後者は律を引きながらも、主犯と従犯を分けずに罪を定めております。これ以外の重罪犯や輕罪犯についても、おおむねこのような有様で、全て述べ盡くすことができないほどです。後にわたくしはこの全件について一つ一つ審録し、判決内容を訂正して處置いたしました。最初にいただいた敕諭に謹んで従い、楊冕が負うべき故人入罪などの罪については深く追究しませんでした。しかしながらもしあの時、陛下がわたくしを派遣して審録せよとお命じにならなければ、さきの原案では死罪とされた三名についても、あるいは無實の罪で死刑

になっていたかもしれず、まことに重大な問題なのでございます。⁸³

八〇

僉事の楊冕が賈三三の量刑に際して用いた條文は、黃彰健が整理した『比附律條』によれば第九條「女婿姦妻母、係敗壞人倫、有傷風化、比依本條事例、各斬。」（一〇四三頁）とほぼ同文であり、楊冕がこれを参照して法的根據としていたことが確認できる。この案件については、詳しい裁判記録が残されておらず、事件の経緯が不明なため、どのような理由でかかる判決が下されたのか、今となってはよく分からない。しかしながら、毛松齡が問題としているのは、『比附律條』を法的根據として罪を定めることは前例が無く、皇帝の裁可を経るという必要な手續きを取っていないことに對してなのである。

本稿の前半で取り上げた王恕による指摘もまた、たとえ過去の判例が存在するにせよ、比附によって判決を下すからには、そのたびごとに必ず皇帝の裁可を経なければならぬ、という規定が『大明律』に明記されているにもかかわらず、初審段階においてそれを考慮せず、場合によっては中央においてもその確認を怠っていることがある、という點を問題としてしている。そしてこれは逆に言うと、比附による斷案が正規の手續きを経て妥當と認められた場合には、たとえそれが『會定見行律條』に掲載されていた條文と同じものであったとしても、それ自體には問題がない、ということでもあった。次に擧げる弘治六（一四九三）年五月に出された條例は、そうした事例があつたことを示すものである。

今後義子の婦人を姦淫するという罪を犯した者があれば、總麻以上の關係にある親族の妻を姦淫した場合の律に比附して定罪し上奏せよ。……斷罪に際して律に該當する正條が存在しない場合には、必ずや犯行に至った事情の輕重を斟酌して、律を引いて比附し、皇帝

の裁定を請うことによって、罪を重くしすぎたり軽くしすぎたりしないようにせよ。違反した者は、故失をもって罪に問う。⁶⁴

ここで挙げられている比附の事例は、黄彰健が整理した『比附律條』によれば第一三條「姦義男婦、比依姦總麻以上親之妻及妻前夫之女、同母異父姉妹、杖一百、徒三年、強者斬。」（『比附律條考』一〇四四頁）と同じ内容のものであり、やはり詳しい経緯は不明ながら、『會定見行律條』あるいはそれと同様の書籍から引用したものである可能性が高い。さらに、黄彰健が指摘するように、嘉靖三十五（一五五六）年、吏部尚書の李默が朝廷を誹謗した罪で裁かれた際、「子罵父者律」に比附して絞とされたが、これは嘉靖二十三（一五四四）年邗江書院重刊本『大明律例附解』所載『比附律條』にある、「誹謗朝廷、比依子孫罵祖父母律、絞」に依據したものである（『比附律條考』一〇三三・一〇四四頁）⁶⁵。

最後に、『比附律條』がどのような要請に基づいて登場し、出版を禁止された後も一〇〇年以上にわたりずっと刊行され続けたのはいかなる理由によるものなのか、ということについて、明代中期における律と例の統一的運用をめぐる問題点、およびそれに伴う律學の發展という観点から概観しておきたい。

そもそも、その時々々の事情に應じて發せられた單行指令の集積である例は、その効力の持續する期間がそれを發した皇帝一代限りのものであり、代替わりのたびにそれらをすべて革除することは、洪武帝によって定められた「祖法」であった。⁶⁶當初、國初の混乱を鎮定するため、洪武帝は律よりも例を優先し、嚴罰主義によって事態に對處していたが、治世の末年に至り、國家の統治が安定軌道に乗ったと判斷して以降は、律を國家の基本法典とし、自らの定めた例を革除するよう命じた。⁶⁷

そのため、永樂帝の即位詔以降、歴代の皇帝は即位時に必ず前代までの例の廢止と律への回歸を宣言することが定例となった。ただし、普遍性が高くどうしても不可欠と判斷された事例については、判決に際して準據すべき規範として、皇帝の代替わりに關わりなく代々繼承された。⁶⁸かくして舊い條例の革除をめぐる建前と實態との乖離、および結果としての革除の不徹底が、とりわけ中央と地方の間における律の解釋と運用をめぐる不一致や不統一を生み出すこととなる。ここで、さきに觸れた成化七（一四七二）年三月二二日付けの陝西按察副使鄧本端による提言を見てみよう。

在京の三法司が正律に比附して罪名を奏上し裁可を請う場合には、朝にそれが受理されれば夕方には判斷が出されますが、このようにしてこそ犯情と罪科との均衡が正しく道理にかなひ、裁判が滯っている冤罪事件も無くなるのです。全國の地方における大小の間刑衙門において正律に比附しようとする場合には、中央にそのことを奏請して返答を待たねばならず、ややもすれば長い歲月を經てしまうため、それを回避しようと思ひだりに犯した罪情を牽強附會して律に當て嵌め、極端な場合には人の罪を不當に増減するに至っております。乞うらくは敕命を下して法司に會議させ、すでに行われている正律に比附して定められた條例を檢閲し、および議論が盡くされていひないものについてはきちんと結論を出して奏請し、その後あるいは『大明律』の後ろに附録として刊行し、あるいは『大明比律』と名付けて單行本として全國に公布して施行すれば、犯情と罪科とは狀況に適合し、それによって地方においても裁判の遲滯が解消されることでしょう。⁶⁹

ここには、比附による斷案の迅速化を圖るため、政府公認の『大明比律』出版の要請が、地方からの發案によってなされる状況にあったことが、明瞭に述べられている。『大明律』の附録として出版するというその書式は、この提言から七年後に發禁處分となった『會定見行律條』のもと全く同じであり、この書物がまさしくこうした需要に應えて刊行されたものに他ならない、ということを裏付けるものである。そして、裁判業務における統一的な解釋基準の提示が、實務側から強く要求され続けていたところに、歴代の條例集や比附の事例集などが、依據すべき規範として存在し続ける餘地を生み出していたのである。そして、そうした要望に應える形で『問刑條例』が登場するのだが、弘治十三（一五〇〇）年に最初のものが出版された後、數度の改訂を経て萬曆十三（一五八五）年に至つてようやく最終的な形態に至り着くまでに、かくも長きにわたる時日を要したことは、律の解釋と運用を統一することがいかに困難な作業であったかを物語っているのである。

また、さきに見た成化七（一四七二）年十二月二十九日付けの陝西等道監察御史張教の提言などにもあったように、天順から成化にかけての時期には、律學教育の重要性についての建言が相次ぎ、法律知識と實務經驗に乏しい知縣・知州などの初任官や、地方において司法業務の重責を擔う監察御史や按察使を対象とする「講讀律令」教育が實施され、習熟度を確保するための試験と成績評價も定例化していくこととなる。そしてこうした動きに伴い、教科書あるいは参考書として使用するために、『大明律』の註釋書が多數編纂されて普及しはじめ、地方衙門における『大明律』出版點數も増加していくこととなる。^⑦

『比附律條』が出版禁止後も長らく刊行され続けた理由は、律の條文に記載の無い事例を裁くために参照すべき貴重な判例として、そして、刑名實務の専門家育成のために必要な参考書として、活用されていたため

だったのである。

注

- ① この史料に關する先行研究の整理や解題については猪俣貴幸・豊嶋順揮「明鈔本『皇明條法事類纂』原本調査記」（『立命館史學』（三八）、二〇一八年）に、本譯註の基本方針については明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律例 譯註稿（上）」（『立命館文學』（六六二）、二〇一九年）にそれぞれ示した。
- ② このアーカイブおよび東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』については、小島浩之「『皇明條法事類纂』電子化劄記——文獻學・資料學とデジタルアーカイブのはざま」（『漢字文獻情報處理研究會編『漢字文獻情報處理研究』好文出版、二〇一八年）が詳細かつ多角的な説明と考察をされているため、併せて参照されることをおすすめする。
- ③ この『事類纂』所收「禁革妄稱會定比附律條例」と同一のテキストは、『成化十五年條例』第一一六葉裏〜一一八葉裏（以下『十五年』と略稱）、および『大明九卿事例案例』第二二冊第一八葉裏〜第二二葉裏（以下、『九卿』と略稱、いずれも臺灣中央研究院傅斯年圖書館所藏）に收められており、對校用テキストとして使用した。なお、『十五年』・『九卿』は、それぞれテキストの一部を缺いている箇所があるため、以下の註にてその都度指摘する。なお、『十五年』については、猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」（『立命館東洋史學』（四三）、二〇二〇年）を参照。『大明九卿事例案例』についても別稿の準備がある。
- ④ 成化十五年閏十二月二十一日・『十五年』・『九卿』ともに「閏十月」に作り、『明憲宗實錄』卷一九六は成化一十五年閏十月甲戌（二十二日）條に同上奏の概略を記載する。成化十五（一四七九）年の閏月は十月であるため、『閏十二月』は誤寫であると判斷できる。なお、この一件をめぐる『明實錄』の記載は以下の通りである。

『明憲宗實錄』卷一九六・成化十五年閏十月甲戌（二十二日）條

命毀刊行『會定見行律條』。巡撫南直隸兵部尚書兼都察院左副都御史王恕奏、「律乃治天下大法。我太祖高皇帝斟酌歷代律條、定爲『大明律』凡四百六十條、頒示天下。而名例律有曰、「凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正律者、引律比附、應加應減、定擬罪名」。近在京書坊刊行『大明律』、後有『會定見行律』一百八條、不知何時而會定者。內之法官老於刑名者、必不依此比附、但恐流傳四方、未免有誤新進之士。畧舉其兵律「多支廩給」條及刑律「罵制使及本管長官」條、皆輕重失倫、不可行於天下。乞以其板毀之」。至是法司會議、宜以恕言、通行內外法官、自後斷罪悉依『大明律』并奏准見行事例、敢有再稱『會定律條』比擬出入人罪者、以「故出入人罪」論。仍行書坊、即將所刻本燒毀、違者並治以罪。從之。

⑤ 刑部等衙門尚書等官林・林聰（一四一七一—一四八二）、字は季聰、寧徳の人。正統四年の進士で、吏科給事中に初任、その後正統十二年からは刑科に身を置き、景泰元年、刑科都給事中となる。景泰五年からは國子監學正、天順元年からは都察院に遷り、左僉都御史・右副都御史を経て成化三年には都察院右都御史、成化七年から宣府大同の巡撫に出て、成化十年、南京都察院右都御史となり、成化十三年刑部尚書となる。正統から成化に至る四朝に出仕、公正な議論と穩やかな性格によって宮中の議論を主導し人望を集める。諡は莊敏、著書に『見菴集』十四卷など。

『正統四年進士登科錄』（『天一閣藏明代科舉錄選刊』）
林聰。貫福建福州府寧徳縣民籍。縣學生。治禮記。字季聰。行五。年二十三。九月二十二日生。

曾祖詡。祖彦昭（平山縣丞）。父觀（江山縣儒學訓導致仕）。嫡母倪氏。母陳氏。

具慶下。兄伯紹、仲孚。叔勉、季誠。娶湯氏。

福建鄉試第九名。會試第十九名。

『明憲宗實錄』卷三三一・成化十八年閏八月庚寅（二十四日）條

太子少保刑部尚書林聰卒。聰、字季聰、福建寧徳縣人。少穎敏、舉進士、授刑科給事中、進都給事中。時承平日久、言路久塞、土木變後、聽感激論天下事無所諱、一時士大夫矯厲言事、聰爲之倡景泰易儲下廷議、衆皆唯唯署名奏牘。次至六科、聰獨難之事、雖不能沮而忠鯁之稱

翕然。未幾、設東宮官屬、即用聰爲右春坊司直郎、旋復以內閣臣言、六科不可無聰、仍用補吏科都給事中、食司直俸。甲戌、會試聘同考禮卷、留心人才汲汲然、惟恐失一事所得多知名士。吏部臣選注未當、或徇私請託、輒指斥改易無所避。當事者、外雖示敬憚、而中實銜之、嗾御史劾聰甥爲教官、因聰言得善地、文致其罪以專擅選法論當死。尚書胡濙聞之、即移疾不出。朝廷遣使問之、曰、濙本無疾、聞林聰被害、心悸不安耳。帝始知聰爲人所誣構、竟釋之、左遷國子學正。英廟復辟、超拜左僉都御史、賑貸山東饑民、全活甚衆。還陞右副都御史、往治江淮劇盜、擒獲渠魁數人、餘黨悉解。尋以母喪奪情、起署院事。曹欽之亂、錦衣官校報復仇怨、凡欽之姻識無干者、一切指爲逆黨、逮繫紛然、人雖知其冤、而度必無免理、聽力爲辯出之。成化二年、江淮旱饑、人相食、奉勅馳往撫之、貸漕運及江南餘糧數十萬以給民。民德之如山東。三年、轉右都御史、久之出巡撫大同、尋以疾乞致仕。言官交章留之不可。歸二年、言者謂聰已愈、復徵起掌南京都察院事。又三載、召爲刑部尚書、尋加太子少保、至是卒。年六十六、贈榮祿大夫少保、諡莊敏。聰平居恂恂、不爲嶄絕之行。遇事則正色讜言、確不可奪。景泰中、論諫之臣以聰爲稱首、及居顯位、持大體、秉公論、爲治不嚴而肅、蓋亦一時之名臣。但晚年與汪直鞠遼東守臣之獄、不能無徇、責備者頗有異議云。

このほか、傳記史料として『明史』卷一七七・林聰傳、『國朝獻徵錄』卷四四、彭華「太子少保刑部尚書贈榮祿大夫少保諡莊敏林公聰墓誌銘」などがある。

⑥ 巡撫南直隸兵部尚書兼左副都御史王・王恕（一四一六一—一五〇八）、字は宗貫、陝西三原の人。正統十三（一四四八）年の進士。翰林庶吉士から大理左評事を授けられ、大理寺左寺副に進む。景泰五年に直隸揚州知府となり、天順年間には江西右布政使、河南左布政使を勤める。成化元年には都察院右副都御史また左副都御史へ遷り、成化四年には南京刑部左侍郎、七年から刑部左侍郎、九年には南京戸部左侍郎、十二年に都察院左副都御史、十三年より右都御史、十四年に南京兵部尚書、十五年から都察院左副都御史を兼ねる。その後、二十年に南京兵部尚書、二十三年に吏部尚書となるも讒言により致仕。弘治初年に吏部尚書として再起用され太子少保を

加えられるも、やはり政争のためにまもなく致仕。正徳三年に九十三歳にて卒去、諡は端毅。前後四〇年以上にわたる官僚生活を送る中、一貫して剛正清厳な態度を貫く。著書に『王端毅公奏議』十五卷・『王端毅文集』九卷など。

『明武宗實録』卷三七・正徳三年四月己卯（十二日）條

致仕太子太保吏部尚書王恕卒。恕、字宗貫、陝西三原人。正統戊辰進士、改翰林庶吉士授大理評事、歷左寺副、條陳刑罰不中六事。出知揚州府、屢折疑獄、歲饑賑濟、多所全活、揚人立石頌之。天順中、擢江西右布政使、轉河南左布政使。成化間、陞都察院右副都御史、撫治南陽諸郡流民、以母憂去。會襄陽盜起、詔起復會兵剿平。轉左副都御史巡撫河南、遷南京刑部左侍郎。丁父憂服闋、改刑部巡視河防、復改南京戶部。值雲南多事、遂改左副都御史巡撫雲南、劾鎮守中官不法事、沒其部下所得金寶。勳戚咸憚之、使人至夷方、無敢索其賂者。居雲南九月、疏二十上、言皆剴切、由是直聲動天下。進右都御史、尋改南京都察院兼督巡江、又改南京兵部尚書、爲同事者忌、復以尚書兼左副都御史巡撫南直隸。會蘇松諸郡災傷、請停織造、罷貢獻、奏免稅糧數十萬、劾中官王敬・千戶王臣科索罪、敬被收、臣梟首于市、中外快之。復南京參贊時、刑部員外郎林俊・經歷張獻言事下獄。恕力救之、因請罷永昌寺役。尋加太子少保、左右有嫉之者、俄有旨落太子少保、以尚書致仕。孝廟在東宮聞恕名、卽位首遣使、召爲吏部尚書、加太子太保。在吏部、抑僥倖、獎名節、振拔淹滯、人不敢干以私。有內批傳陞、恕輒言、天下官以待天下材、奈何徇私戚、妨公義、有建白或內批、業已行之、則曰天下事設未當、雖十易何傷。識者以爲名言。恕遇事輒論、不合卽引疾求去、每恩詔勉留。會大醫院判劉文泰、阿當道意誣奏恕。恕疏辯、下文泰獄。事既白而恕求去益力、上允之、命馳驛還鄉、賜寶鑑三千貫、有司歲給祿米人夫。今 上卽位、遣行人齎勅存問、至是卒、年九十三。訃聞、上輟朝一日、贈特進光祿大夫左柱國太師、謚端毅、給葬祭如例。恕方嚴偉特數、歷中外四十年、以身負天下之重、屢疏時政、多所匡救。大臣完名終始如恕者、蓋不易得云。恕子承裕、今爲戶部右侍郎。

このほか、傳記史料として王世貞「吏部尚書王公恕傳」（『國朝獻徵錄』卷

二四）、『明史』卷一八二・王恕傳などがある。

⑦ 繩法：先例を繼承してそれに倣うこと。あるいは法をもって人を戒めること。この場合は後者の意にて解釋。『後漢書』馮衍傳に「以文帝之明、而魏尚之忠、繩之以法則爲罪、施之以德則爲功」とある。

⑧ 刑期無刑：刑罰を施すのはそれによって刑罰をなくすことを目的とするという思想。『尙書』大禹謨が出典。

帝曰、皋陶、惟茲庶庶、罔或干予正。汝作士、明于五刑、以弼五教、期于予治。刑期于無刑、民協于中。時乃功、懋哉。

【孔傳】雖或行刑、以殺止殺、終無犯者。刑期於無所刑、民皆命於大中之道、是汝之功、勉之。

古典における類似の句は、『商君書』去彊の「以刑去刑、國治。以刑致刑、國亂」などがある。なお、『成化十五年條例』所收「禁革妄稱會定比附律條例」は「期」字を「其」に作るが、これは誤寫である。

⑨ 天一「天下」・「十五年」・「九卿」は、いずれも「天下」に作る。天一にはいくつか意味が考えられるが、いずれも「平定天一」では意味が通らない。ここは「平定天下」の誤寫と斷定してよからう。

⑩ 『大明律』卷一・名例律・斷罪無正條

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

⑪ 欽恤：物事につつしみ、人をあわれむこと。出典は『尙書』堯典の「欽哉、欽哉、惟刑之恤哉」。

⑫ 可謂至矣：『九卿』は、「可謂」と記し、直後に「會定見行律條者」と續け、間の一三文字（「至矣」）を書き落としている。

⑬ 會定律條：『九經』は、「條」字を記さず。

⑭ 一百八十條・黃彰健は、『明實錄』などに記載された數値や、『比附律條』に收載する現存の諸本を比較検討し、正しくは「一百八條」であることを論證している（一〇三二頁）。本稿もこれに従う。

⑮ 未免有誤：『九卿』は、「誤」を「悞」に作る。

⑯ 『十五年』・「九卿」ともに、□内の一文字を記す。『事類纂』のテキストは、この箇所を書き落としたものである。

⑰ 『大明律』卷一七・兵律五・郵驛・多支廩給

凡出使人員、多支廩給者、計贓以不枉法論。當該官吏與者、減一等。強取者、以枉法論。官吏不坐。

⑱ 以下、『會定見行律條』引用箇所在校訂については、黄彰健「比附律條考」文末に附屬の「比附律條」所載の各條を参照して行う。

⑲ 黄彰健校訂「比附律條」第六一條の同文は、「故無廩給與多支廩給、比依常人盜官倉庫錢糧論。」と記す（一〇五六頁）。

⑳ 『大明律』卷二三・刑律六・受贓・官吏受財
凡官吏受財者、計贓科斷。無祿人、各減一等。…有祿人枉法、贓各主者、通算全科。…不枉法、贓各主者、通算折半科罪。一貫以下、杖六十。一貫之上至一十貫、杖七十。

㉑ 『大明律』卷一八・刑律一・賊盜・常人盜倉庫錢糧
凡常人盜倉庫錢糧等物、不得財、杖六十、免刺。但得財者、不分首從、併贓論罪。並於右小臂膊上刺盜官三字。一貫以下、杖七十。一貫之上至五貫、杖八十。一十貫、杖九十。

㉒ 相去甚遠…『十五年』は、この箇所を「相遠」と記し、その直後からだちに「定律條比附…」と続ける。これはおそらく、本來筆寫すべき一葉分を誤って飛ばしたか、あるいは元のテキストに一葉分の落丁があったためと考えられる。

㉓ 『大明律』卷二〇・刑律三・罵制使及本管長官
凡奉制命出使、而官吏罵詈、及部民罵本屬知府知州知縣、軍士罵本管指揮千戶百戶、若吏卒罵本部五品以上長官、杖一百。若罵六品以下長官、各減三等。罵佐貳官首領官、又各遞減一等。並親聞乃坐。

㉔ 黄彰健校訂「比附律條」第二〇條の同文は、「罵三品以上官長、比依罵祖父母律條。」と記す（一〇四六頁）。「罵祖父母父母律」とは、『大明律』卷二一・刑律四・罵言・罵祖父母父母の條を指す。

『大明律』卷二一・刑律四・罵言・罵祖父母父母
凡罵祖父母、父母及妻、妾罵夫之祖父母、父母者、並絞。

㉕ 黄彰健校訂「比附律條」第二四條の同文は、「毀罵職官、比依奴婢罵家長期親論。」と記す（一〇四七頁）。なお、後の文中で徒刑の適用を論じていることから、「家長之期親」と「之」字を補って解釋する。「奴婢罵家長期親」とは、『大明律』卷二一・刑律四・罵言・奴婢罵家長の條を指す。

『大明律』卷二一・刑律四・罵言・奴婢罵家長

凡奴婢罵家長者、絞。罵家長之期親及外祖父母者、杖八十、徒二年。大功、杖八十。小功、杖七十。總麻、杖六十。若雇工人罵家長者、杖八十、徒二年。罵家長之期親及外祖父母者、杖一百。大功、杖六十。小功、笞五十。總麻、笞四十。

⑳ 流三千里…『大明律』卷二〇・刑律・鬪毆・毆制使及本管長官條、および「九卿」は、いずれも「二千里」に作り、こちらが正しい。

㉑ 『大明律』卷二〇・刑律・鬪毆・毆制使及本管長官條

若流外官、及軍民吏卒、毆非本管三品以上官者、杖八十、徒二年。傷者、杖一百、徒三年。折傷者、杖一百、流二千里。毆傷五品以上官者、減二等。若減罪輕、及毆傷九品以上官者、各加凡鬪傷二等。

㉒ 不可得…『九卿』は、「不可行」に作る。文意に鑑みてこちらに従う。
㉓ 將此會定見行律條刊板…『九卿』は「板」字を缺く。續く楊鼎の題奏に『會定見行律條』の「禁約」が述べられ、さらに後段の王恕・宋旻らの題奏にも「仍通行内外間刑衙門、一體禁革」とあり、いずれの議論も出版禁止の方向で話が進んでいるため、この箇所にも「禁革」の文字を補って理解すべきであると判断した。

㉔ 戸部等衙門太子太保戸部尚書等官楊鼎…楊鼎（一四一〇—一四八五）、字は宗器、陝西咸寧の人。正統四年の進士（第一甲第二名）。群れることを好まず粘着質な性格ながら、その優秀さから長年にわたりしばしば要職に抜擢される。本人は禮部での勤務を希望していたものの、意に反して官歴の大半を戸部で過ごすこととなった。諡は莊敏。

『明憲宗實錄』卷二六七・成化二十一年六月甲午（一五五）條

太子少保戸部尚書楊鼎卒。鼎、字宗器、陝西咸寧縣人。正統己未會試第一、廷試進士及第、授翰林院編修。詔簡講讀、以下有才器者十人進學東閣。鼎居其一、修五倫書預校勘。十四年、北虜犯順、命慎選諸司有治才者分守要地、鼎改御史蒞兗州、振勸有法、事平復舊職、陞侍講兼左春坊左中允、同考禮部會試、尋陞戸部右侍郎。天順改元、陞左侍郎。中貴牛玉、論旨欲轉江南折糧銀入實內帑、而以他物充武職俸、鼎從容開論、乃已。牛馬羊房草缺、議欲徵什二、鼎具以民艱沮之。成化戊子、陞尚書。延綏用兵、議欲預徵邊餉、鼎言、「黄河漢唐漕運故道、

其間雖稍險、然三門而上、小河可達延綏者尙在。苟貯糧水次、遡流徐運、何所不濟」。疏上、且請身督之、竟齟于議、不果。進太子少保、居數年、因言者乞致仕、許之。降勅給驛舟、仍月給米二石、歲撥夫四名、應用終其身。大臣致仕恩典若是者、自鼎興禮部尙書鄒幹始。至是卒、年七十七、贈太子太保、諡莊敏、賜祭命官營葬。鼎雋異不群、清修苦學、善談論。初試禮部不第、例入監、聞南監學規整肅、獨請就之、大爲祭酒陳敬宗所敬禮。在翰林、迥然欲自異於人、以大有爲。及遷戶部、頗不樂、掌國計最久、然性頗執泥、不盡合於時宜、前後僚屬多不厭服云。子五人、時暢亦登進士、今爲翰林院檢討。時敷領鄉薦、今爲兵部司務。

このほか、傳記史料に『明史』卷一五七・楊鼎傳、黃佐「戸部尙書楊公鼎傳」(『國朝獻徵錄』卷二八)などがある。

③① 都察院掌院事太子太保兵部尙書兼左都御史王・王恕を指す。王恕については前掲註⑥を参照。

③② 大理寺卿宋・宋旻(一四一九—一四九八)、字は弘澤、浙江嚴州府淳安縣の人。景泰二年の進士(第二甲第六名)。三十餘年にわたり大理寺にて司法官僚を歴任し、成化九(一四七三)年十一月、大理寺卿となる。十(一四七四)年、兩廣總督となり、同二十三(一四八七)年に致仕。弘治十一(一四九八)年に卒去した。清廉で公正な裁判を行うも、多忙な業務には不向きで、晩年はやや老碌していたとも評される。

『景泰二年進士登科錄』(『天一閣藏明代科舉錄選刊・登科錄』所收)

宋旻、貫浙江嚴州府淳安縣。民籍。國子生。治春秋。字、弘澤。行一。年三十二。十月二十日生。

曾祖、庚。祖、仲堅(贈禮部郎中)。父、興(任河南右布政使)。母、薛氏。

浙江鄉試第十八名。會試第七十三名。

『明孝宗實錄』卷一四〇・弘治一年八月丙寅(三日)條

致仕都察院右都御史宋旻卒。旻、字弘澤、浙江淳安縣人。景泰二年進士、授大理寺評事、進寺正、薦陞本寺右寺丞、歷左右少卿、本寺卿、都察院右都御史、總督兩廣軍務。弘治元年、言官劾其老懦無爲、令致仕。後復以旻在兩廣時、嘗訪孝穆皇太后宗支失實、降右副都御史、仍

致仕。至是卒、年七十九。賜祭葬如例。旻少有清稱、雖歷官貴顯、而自奉甚約。在大理三十餘年、治獄平恕、然治劇非其所長。其巡撫兩廣、紀綱不立、人以老人目之、蓋亦稍變其初節云。

このほか、『浙江通志』卷一六二・人物・名臣・嚴州府一五・宋旻條、汪森編『粵西叢載』卷八・總督兩廣軍務所引『國朝典彙』にも傳記史料が見られる。

③③ 眞犯罪…「二五年」・「九卿」も、いずれも「眞犯罪」に作る。楊本では「眞犯(死)罪」と補う。これは後文の「雜犯死罪」に對應させるためのもので、本稿もこれに従う。

③④ 近擬罪名…「二五年」・「九卿」は、いずれも「定擬罪名」に作る。文意に鑑みて、こちらに従う。

③⑤ 具刊印貨賣…「九卿」は、「具」字を缺く。

③⑥ 若貨賣…「二五年」・「九卿」は、この三文字を記さず。文意に鑑みて衍字(もしくは誤記)と判断。

③⑦ 失論…「二五年」・「九卿」いずれも「失論」と記すが、『明史』卷九三・志六九・刑法一(後掲註④参照)および『明憲宗實錄』卷一九六(前掲註④参照)は「失倫」と記す。文意より推して「失倫」が正しいと判断する。

③⑧ 免其問罪…「二五年」は「免其罪」に作る。

③⑨ 在內…「九卿」は「在京」に作る。

④① 發…「九卿」は「法」に作る。同音の「法」を書き誤ったか。

④② 『明史』卷九三・志六九・刑法一
十五年、南直隸巡撫王恕言、「大明律後、有會定見行律百有八條、不知所起。如兵律多支廩給、刑律罵制使及罵本管長官條、皆輕重失倫。流傳四方、有誤官守。乞追板焚燬」。命即焚之、有依此律出入人罪者、以故論。

この話は『天府廣記』卷二〇・刑部・正律條にもみえる。

④③ 沈家本『歷代刑法考』律令九・會定見行律

按、既非奏定之律、何以刻入官書相率遵用。殊不可解、或別有緣因、不便形諸奏牘歟。

④④ 『四庫全書總目提要』史部十一・詔令奏議類

『王端毅公奏議』十五卷

明王恕撰。(…中略…) 恕吏部奏議九卷、弘治四年文選郎孫交編次、李東陽序之。後、兵部尚書王憲取其自大理寺左寺副至南京兵部尚書時奏議六卷、刻於蘇州。御史程啓元、又刻於三原。此本則正德辛巳三原知縣王成章合二本而刻之者。(…中略…) 劉昌『懸笥瑣探』稱、「恕歷仕四十五年。凡上三千餘疏」。則此猶汰而存之者矣。(…後略)

劉昌『懸笥瑣探』(『說郭續』号第十四)

王端毅恕、歷仕四十五年、凡上三千餘疏。皆忠直凱功、蓋憂世之志、如范希文濟世之才、如司馬君實直諫如汲長孺、惠愛如鄭子產年九十矣。猶考論古今不忘憂國。

④④ 『明代律例匯編』下(中央研究院歷史語言研究所、一九七九年) 卷末附錄。

④⑤ 現存するものとしては、東大東文研・東洋文庫藏・嘉靖二十三年邗江書院重刊本『大明律例附解』十二卷など。

④⑥ 尊經閣藏・嘉靖五年丙戌刊本『大明律直引增註比互條例釋義假如』八卷など。これは現存するものの中では最古のものである。

④⑦ 陽明文庫藏・萬曆十三年刊本舒化等撰『鏤御製新頒大明律例註釋招擬折獄指南』十八卷など。

④⑧ 董方(一四一六一—一四八三)・字は仲矩(中矩とも)、順天府涿縣の人。正統十(一四四五)年の進士。登第ののち、大理寺より刑部の左右侍郎、都察院右都御史と法司の官職を歴任、成化十(一四七四)年十二月に刑部尙書となり、十三(一四七七)年七月に致仕。十九(一四八三)年三月に卒し、太子少保を贈られる。諡は襄敏。律令と歷朝の條例に通曉する優秀な司法官僚であった一方で、怨み深くあまり節操が無いなど、性格の面でもや問題のある人物でもあったと評される。

『明憲宗實錄』卷三三八、成化十九年三月辛亥(十九日) 條

致仕刑部尙書董方卒。方、字中矩、順天府涿縣人。正統乙丑進士、授大理寺副、歷陞卿、轉刑部左侍郎。大同缺巡撫官、朝廷以大同重鎮、特陞方右都御史往巡撫之。召入爲刑部尙書、自陳致仕、至是卒。賜葬祭如例。方、久任刑官、明習律令、能記累朝條例。堂審時、屬官口誦獄辭、一過即能了其顛末、立爲剖瘦、人服其才。但頗任恩怨、或傷于

刻急、於仕進好爲結納、操履亦不甚檢飭、卒以楊畢事被謗去官。

このほか傳記史料として、賀大理少卿董君序(『呂文懿公全集』卷八)、劉珣「董公神道碑」(『皇明名臣墓銘良集』卷十一) 周洪謨「董公墓志銘」(『國朝獻徵錄』卷四四) などがある。

④⑨ 近年以來、内外法司：問囚犯之際、依律議擬之外、又有加參「情犯深重」・「難照常例」等語。(『事類纂』卷四六「官司出入人罪」所收「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」所引)

⑤⑩ 張謙(一一四九三)・字は益之、保定清苑の人。成化二(一四六六)年の進士。内外の司法衙門を歴任、立派な容貌で人徳の高い人物と評される。

『明孝宗實錄』卷七九、弘治六年八月丙戌(二十四日) 條

丙戌、南京太僕寺卿張謙卒。謙字益之、保定清苑人。成化二年進士、授禮科給事中、歷都給事中。憲廟識其音吐洪鬯、遷鴻臚寺左少卿、尋改尙寶司卿、陞南京太僕寺卿。弘治三年、服闋遷任。至是卒于官。訃聞、賜葬祭如例。謙體貌魁梧、居官無失德、居家能孝友、樂施予人頗稱之。

⑤① 『事類纂』卷四六「官司出入人罪」所收「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」

近年以來……所司不察情實、狃於成案、無由辨理。……今各處問刑衙門所問罪犯、招情輕重、自有正律、却乃務深刻、加添參語、有乖律意。

⑤② 馬文升(一四二六一—一五一〇)・字は負圖、河南鈞州の人。景泰二(一四五二)年の進士。成化年間に陝西にて項忠(一四二二—一五〇二)・字は盡臣、諡は襄毅、浙江嘉興の人)とともに武功を立て、オルドスよりモンゴル勢力を驅逐し、甘・涼・寧三鎮の軍務を總攬、次いで遼東の軍政を整飭し、兵部尙書に累進。弘治年間にはハミ王家の復興にも盡力、吏部尙書に昇進し、王恕(註⑥参照)と共に政界の重鎮として活躍。正徳年間に朝政を辭去。諡は端肅。

『明武宗實錄』卷六四、正徳五年六月壬辰(八日) 條

致仕少師兼太子太師吏部尙書馬文升卒。文升、字負圖、河南鈞州人。景泰辛未進士、授監察御史、嘗按山西・湖廣、風裁肅然。天順癸未、

擢福建按察使。成化乙酉、擢南京大理寺卿、戊子、擢右副都御史巡撫陝西、協同總督都御史項忠、平土達滿四之亂、進左副都御史。虜久據河套、文升大飭邊備、且上時政十五事。虜入寇、復上策、請駐精兵於韋州、而設伏於諸堡以待之。壬辰、虜寇臨鞏、文升遣兵逐之、至黑水口、生擒其平章迭烈孫、又敗之於湯羊嶺好水川、又遣人以大砲襲之於葫蘆峽口、虜疑大軍至行甚速、至韋州、官軍已陣于水頭、賊馬渴敗。及河凍乃皆出套、自是陝無虜患者二十餘年。乙未、遷兵部右侍郎、丙申、命整飭遼東邊備、丁酉、轉左侍郎。戊戌、建州女直叛、大掠鳳集諸堡。都御史陳鉞欲捲其罪、屠入貢者之家、以捷聞朝廷。虜啓釁、遣文升撫之、忤太監汪直、鉞交構其間。由是直誣奏文升、懷姦欺罔下獄、謫戍重慶。癸卯、直敗、始復官、致仕。甲辰、起爲左副都御史巡撫遼東、乙巳、遷右都御史總督漕運兼巡撫鳳陽都郡。是年冬、召爲兵部尚書、丙午、以李孜省譖、改南京兵部參贊機務。丁未、孝宗即位、復改都察院左都御史。弘治戊申、上十五事、皆切於新政、上嘉納之。有請建二妃者、文升以山陵未畢、奏寢之。己酉、命提督團營、未幾、改兵部尚書、黜將領不職者三十餘人。京師大水、疏時政十餘事。姦人蓄怨欲加害、上知其忠、命爲緝訪且防護焉。庚戌、虜數萬騎駐大同、詭言進貢、欲盡以其人入、不許則犯邊。時文升以疾在告、上遣中官就問之、文升曰、「虜窮困無能爲也。」後虜又僞爲小王子書求入貢。文升曰、「此詐也。」既而小王子果別有書、人服其識。辛亥、以繼母憂去、詔起復、文升累疏乞終制、不許。壬子、加太子少保。皇太子立、請擇正人以充輔導。甲寅、加太子太保。虜書悖慢、文升謂、「夷狄禽獸不足校、謹飭武備可也。」陳修內攘外十餘事。戊午、皇太子出閣、加少保兼太子太傅。清寧宮災、命有司修造。文升極言天下敝甚、乞發內帑、借太僕寺馬價、惜薪司官柴、以佐其費。庚申夏、加少傅。虜酋火節擁衆數萬寇大同、京師戒嚴。會彗出室壁、上憂之、屢召文升入便殿、面議戰守之策。文升舉保國公朱暉等任將領、令沿邊謹爲之備、虜遂引去。土魯番虜哈密王母及其金印、撫之久未定。文升求得忠順族屬陝巴封之、復爲所虜、乃請安置其來貢者於兩廣福建、使諸夷歸怨以孤其勢、而又選精銳襲其守者、由是土魯番畏懼、以陝巴及金印來歸、西域復安。辛酉、改吏部尚書、嚴吏課覈仕版、選法遂清。鳳陽、南京

大風雨、陵寢壇壝災、復陳治道所急者十事。雲南孟養土官思六侵孟密思揆地、守臣以爲叛請討之。文升謂、「勞師遠征、勝負未必、宜以璽書撫諭從之。」思六果服。癸亥、加少師兼太子太師、乙丑、應詔復疏十事。正德初元、又奏黜傳奉官七百餘人。會兩廣缺都御史、文升推侍郎熊繡、繡不欲行、以此怨。御史何天衢其鄉人也、遂劾文升。文升力請求去、上允之、命給驛還、賜以璽書、給人夫米至家、非大事未嘗入州、語及時事輒響蹙不答。戊辰、逆瑾擅權、坐嘗舉雍泰除名。庚午、瑾敗、復職、致仕、命未下而卒、年八十五。訃聞、輟朝一日、賜祭葬、贈特進光祿大夫太傅兼太子太傅、諡端肅。辛巳、今上即位、有以公爲言者、於是加贈左柱國太師兼太子太師。文升歷事五朝、垂六十年。出將入相、文武兼資。思慮精深、博通故實。臨事應變、無少底滯。奉公憂國、隨事納忠。每公卿會議、相顧不發、文升獨據理抗言、語簡意足。名著四夷、功在天下。尤慎用兵、未嘗輕有征討。天性嚴重寡言笑、儉節清名。終始如一直道、而行不阿權貴。雖遭讒離詬、屢起屢仆、迄不少貶。平生好學、手不釋卷。所著有「西征石城」、「撫安東夷」、「興復哈密」三記及奏議藏於家。

このほか傳記史料として、『明史』卷一八二、王世貞「吏部尚書馬公文升傳」（『國朝獻徵錄』卷二四）などがある。

⑤③ 魯永清（生没年不詳）：『成化十七年進士登科錄』（『天一閣藏明代科舉錄選刊』所收）によれば、字は端本、湖廣黃州府蘄水縣の人。軍籍。曾祖魯思興、祖父魯友才、父魯鋼、母彭氏、繼母胡氏。成化十七（一四八二）年に進士及第後、成化末年頃までに大理寺右寺右評事となり、裁判に誤りの無いことを評價され、弘治初年に成都府知府となった後も、數々の治績を残す（雍正『湖廣通志』卷四八・鄉賢志・黃州府）。正直で俗流に迎合せず、清貧に甘んじ、人々の信頼を集めたと評される（雍正『四川通志』卷六・名宦・成都府・明）。その後の官歴などは現時点において不明。

雍正『湖廣通志』卷四八・鄉賢志・黃州府

魯永清、字本端、蘄水人。成化辛丑進士、爲大理評事、斷獄不爽、出知成都府。遇旱、糴粟賑濟、乃創置倉廩、廣儲積。明年、又飢、民用不匱。安縣賊烏集滿萬、清往諭、皆散去。又設釜於公門外、令訟者各就爨、輒斷輒得、「歸有負、不解擔」之謠。（舊通志）

雍正『四川通志』卷六・名宦・成都府・明

魯永清、蘄水人、弘治間知成都府。耿介不阿、自甘清約、士民賴之。

- ⑤4 弘治元年四月十三日・都察院左都御史馬文升「問刑不許拘泥成案信憑參語及將重情俱擬不應并以誣告捏作輕告」(『事類纂』卷四六「官司出入人罪」所收)

評事魯永清奏稱、「近來、問刑官員觀望逢迎、依爲「違」靡定。審錄之際、其問實弄條貫、似是而非者有之。紐「扭」捏字樣、拗曲作直者有之。畏懼拳「權」勢、止拘成案不辜「顧」罪及無辜、信憑參語定擬罪名、不論招情輕重」等項。深中近年法司官員問囚之弊。

- ⑤5 張懋(一四四一—一五一五)・字は廷勉、永樂六(一四〇八)年に交趾を平定した功績により英國公に封じられ、正統一四(一四四九)年に土木の變で陣没した張輔の庶長子。孝宗弘治帝の信任を受け、五〇年にわたり百官の長として重きを成し、武官でありながら一度も從軍することなく贅澤三昧の生涯を送った人物。

『明武宗實錄』卷二二二、正德十年三月丙戌(二十九日)條

太師英國公張懋卒。懋字廷勉、其先祥符人。父輔死、正統己巳土木之難、其嫡子忠有廢疾、忠子傑又以所出賤疑非眞子、不得嗣。懋庶長子也、故嗣焉。景泰初、懋以幼免朝參、成化甲午、掌中府事提督五軍營、加太子太傅兼太子太師。弘治辛亥、以監修憲宗實錄成、加太師、兼職如故、提督十二營改掌後府、尋加特進光祿大夫左柱國。正德己巳、復以監修孝宗實錄成、有金幣鞍馬之賜。癸酉、以病免、再踰年卒、諡恭詣、追封寧陽王。子銳早死、孫崙嗣。當弘治時、四方鮮有兵革、孝宗頗優禮。懋每扈從車駕、止令佩刀、不衣重甲。而懋乃日事淫佚、侍妾百餘人、服飾奢僭、至侵削軍士以充其欲、累爲言官所劾。懋爲百官班首五十餘年、未嘗一經行陣、優游福履、老死牖下、莫不榮而達之。

- ⑤6 『事類纂』卷四六「官司出入人罪」所收「參問官員依律科斷」

近年以來、有見軍職爲事者、原問官員妄加參語、以致罪有輕重。

- ⑤7 成化二十二年二月十六日・太子少保刑部尚書張鑒「申明鎮守守備管屯管糧等官不許濫受詞訟例」(『皇明成化條例』第九冊「皇明成化二十二年條例」所收)

查得舊例、鎮守總兵、參將、分守、守備等官、俱不許濫受詞狀、及聽信跟隨伴當人等撥置、輒行軍衛有司問理。軍衛有司亦不許阿附勢要、順受施行。俱聽巡撫、巡按及按察司官拏問參奏。奈何、此例行之既久、人心玩怠、往往聽信跟隨人員撥置、顛倒羅織接受、不論事情虛實、隨意鍛鍊。富者罰銀物、貧者加箠楚、或受賄與人追債、或假公報復私讎、號爲軍法處治。其倚法害人、財力罄於逼迫、膚血竭於刑笞。怨嗟愁苦、不忍見聞。

なお、必要以上に報復的・見せしめのな處罰の多さについては、邊境の軍事組織における規律を維持するため、それを亂した者に對し、軍規に準じて通例よりも厳格な處罰が求められていたことや、明初以來の武官優位の殺伐とした氣風が、邊境において、まだに長らく殘存していたことが關係していたのかもしれない。

- ⑤8 張教・生没年・字號・貫籍などは不詳。また、成化七年に陝西等道監察御史であったこと以外、官歴も不詳。湖廣岳州府安鄉縣坊郭の人で、景泰元(一四五〇)年の擧人となった張教(字は汝學、襄城縣教諭)の名が見えるが(康熙『安鄉縣志』卷六・選舉志・明)、同一人物であるかは不明。
- ⑤9 「禁約內府賣物及撫恤士達講讀律令」(『皇明成化條例』第一冊「皇明成化柒年條例」所收)

成化七年十二月二十九日、陝西等道監察御史張教等題、爲陳言弭災事。……計開、……一、刑乃輔治之法、用之貴當。近來、在外司府、州、縣理問知州、知縣、斷事、推官等官、悉係新進士、除授各衛所鎮撫、皆係蔭襲官員、多有不知律例、用刑過當、致人嗟怨。合無都察院行移各處巡按御史、轉行按屬衙門、著落各該官員、務將『大明律』內及見行條例熟讀講究、庶便用刑不差。

- ⑥0 成化二十二年二月十六日・太子少保刑部尚書張鑒「申明鎮守守備管屯管糧等官不許濫受詞訟例」(『皇明成化條例』第九冊「皇明成化二十二年條例」所收)

臣又看得、各處陸用管屯管糧、整飭兵備等項按察司官、多有不由法司出身、素不諳練。一旦干問詞訟、其問天資聰穎者、失錯之事尙難盡免、稟賦遲鈍者、照駁之罪比比皆然。其在軍衛有司問擬罪囚、徒罪以上例該呈詳發落、不得自專、尤爲庶幾。若僉事等官就得徑自發落、中

問冤抑誰與駁論、下人苦楚只得甘受。

- ⑥1 毛松齡（生没年不詳）…字は喬年、江西南昌府豐城縣大屋の人。天順六（一四六二）年に舉人、成化五（一四六九）年に進士となる（康熙『豐城縣志』卷三・科第志・明）。『明憲宗實錄』によれば、成化十二（一四七六）年七月に陝西署員外郎（卷一五五）、同二十（一四八四）年四月に四川成都府知府から山西按察司副使となり（卷二五一）、同二十三（一四八七）年二月に邊將との不和が原因で王濬と任務を交代（卷二八七）、四月に湖廣副使に調任となる（卷二八九）。以後の官歴などは現時点において不明。
- ⑥2 『皇明成化條例』第九冊「皇明成化二十二年條例」所收、成化二十二年二月十六日・太子少保刑部尚書張釜「申明鎮守守備管屯管糧等官不許濫受詞訟例」所引。なお、これと同文のものは、『皇明條法事類纂』卷三八・刑部類・告狀不受理にも収録されている。
- ⑥3 成化二十二年二月十六日・太子少保刑部尚書張釜「申明鎮守守備管屯管糧等官不許濫受詞訟例」（『皇明成化條例』第九冊「皇明成化二十二年條例」所收）。

且如先年臣爲刑部屬官時、奉勅差往陝西、審錄罪囚。有彼處整飭兵備僉事楊冕問擬監候重刑、該衛備開揭帖呈送審錄。參查原招□（議）罪、引律體式已無、其得情與否、尙未可知。一起、犯人賈三三、本官議作、合依女婿姦妻母、係敗壞「壞」人倫、照見行比附律條事例、斬。又一起、犯人徐亮・王見、本官議作、俱合依凡爭論事理、聽經官陳告、若以威力制縛人、及於私家拷打監禁、因而致死者律、各絞、俱枷鎖監候審決。前項比附律條斬罪、從來所無。後項引律、又不分首從議擬。其他輕重罪囚、大率類此、難以悉陳。後臣俱逐起審錄、改正發落、欽遵原奉勅諭、其故入等罪俱不追究。假使彼時、非皇上命臣等前去審錄、則前項原問死罪三人、亦或死於無辜、誠非細故。

- ⑥4 「姦義子婦、比擬姦總麻以上親之妻具奏附官吏隱漏過名等項並增減月日蔽匿過名俱依律斷」

一件、應制陳言事。弘治陸年五月内、大理寺左少卿屠敷奏、該刑部等衙門尚書等官彭 等題准。今後有犯該姦義子之婦者、比依姦總麻以上親之妻擬奏。……其應斷罪而無正條者、必須參酌情犯輕重、引律比附、上請、母致罪有出入。違者、以故失論。

この條文は、寧波天一閣藏『條例全文』に收められているが、『皇明弘治六年條例』ではなく、『皇明弘治二年條例』と題された冊の末尾近くに著録されている。影印本（『天一閣藏明代政書珍本叢刊』（綉裝書局、二〇一〇年）第四冊所收）の三七六頁を参照。なお排印本（『中國珍稀法律典籍集成』（科學出版社、一九九四年）乙編第二冊所收）は、『皇明弘治六年條例』に補遺二・五月の項目を立て、この條例を移録する（一九三頁）。

- ⑥5 なお、嘉靖帝の強い意向によって李默が斬罪とされるに至ったこの事件については、解揚「正律・比附律與嘉靖後期判死刑朝臣」（『明史研究』第十四輯、二〇一四年）二「李默之死與比附律」を参照。解揚はこの章の中で、成化年間以降の比附律および不應爲律による斷案をめぐる状況について、主に『明實錄』に基づいて論じ、中央の官僚による反對にもかかわらず、實際の審理の場においてはかえって比附律が盛んに用いられ、そのことが裁判官の主観や感情が判決に強く反映される結果を引き起こし、裁判の公正性に重大な影響を及ぼしたと述べる（一〇四頁）。

- ⑥6 『明太祖實訓』卷三・守法・洪武二十八年二月二十四日

洪武二十八年一「二月戊子、刑部臣奏、「律條與條例不同者、宜更定、俾所司遵守。」太祖曰、「法令者、防民之具、輔治之術耳。有經有權。律者常經也、條例者一時之權宜也。朕御天下將三十年、命有司定律久矣。何用更定。」

- ⑥7 『明史』卷九四、刑法志二

太祖開國之初、懲元季貪冒、重繩賊吏、揭諸司犯法者於申明亭以示戒。又命刑部、凡官吏有犯、宥罪復職、書過榜其門、使自省。不悛、論如律。累頒犯論、戒諭、榜諭、悉象以刑、誥示天下。……蓋太祖用重典以懲一時、而酌中制以垂後世、故猛烈之治、寬仁之詔、相輔而行、未嘗偏廢也。

- ⑥8 例えば、『事類纂』卷四六「官司出入人罪」所收「通行內外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」所引の天順五年十一月初三日・大理寺右少卿董方の上奏を参照。

- ⑥9 『明憲宗實錄』卷八九・成化七年三月乙酉（一二日）條

陝西按察副使鄧本端言二事。一、在京三法司有比律罪名奏請者、朝入暮出、所以情罪允當、人無冤滯。至於天下大小問刑衙門應比律者、以

奏請待報、動經歲時、輒將所犯牽強合律、甚至出入人罪。乞勅法司集議、檢閱已行比律條例、及有不盡者定議通行奏請、或刊附律後、或名『大明比律』頒行天下、庶情罪適宜、而人無冤滯。

⑦〇 ここまでに述べてきた内容は、谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」(梅原郁『前近代中國の刑罰』、一九九六年)や、同「明律運用の統一過程」(『東洋史研究』第五八卷第二號、一九九九年)で論じられている問題とも密接に関連しているため、ぜひともこれらを参照されたい。

⑦① 以上に述べたことについては、吳艷紅「國家政策與明代的律注實踐」(『史學月刊』二〇一三年一期)および同「選拔制度與明代官員的法律知識」(吳艷紅主編『明代制度研究』(浙江大學出版社、二〇一四年)所收)に詳しい。

附記

本研究會は、立命館大學大學院課による學生研究會活動支援制度の助成を受けたものです。二〇二〇年度の研究會参加者は、石井和志・池田修太郎・猪俣貴幸・片保涼介・祁蘇曼・許雲鵬・豊嶋順揮(敬稱略・五十音順)です。

本稿は、二〇一七年度に井上充幸(本學文學部教授)・猪俣貴幸(本學博士後期課程)・王子嘯・川口長・祁蘇曼・喜文字大雅・黃錚・鈴木貴典・豊嶋順揮・陸俊鉞(以上、本學博士前期課程・所屬は二〇一七年當時のもの。敬稱略。)で會讀したものを、井上・猪俣が當時の議論とその後の調査に基づいて譯註稿にまとめましたものです。講讀に参加した上記各位に謝意を表します。

井上 充幸(本學文學部教授)
猪俣 貴幸(本學大学院博士後期課程)

